

社会福祉法人 調布福寿会 調布クオレ保育園運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人調布福寿会が経営する調布クオレ保育園(以下「本園」という。)は、児童福祉法(以下「法」という。)及び子ども・子育て支援法(以下「子育て法」という。)、**「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」**並びに調布市**特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準**を定める条例に基づいて保育認定子ども(以下「入所児」という。)の保育を行うことを目的とし、運営に必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 本園は、法に基づき以下の方針のもと入所児の保育に万全を期すものとする。

- (1) 全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指し、家庭を離れる時間の長い入所児に、温かい家庭的な保育を行う。
- (2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って保育を提供し、入所児の無限の可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。
- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- (4) 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。

(名称)

第3条 本園は、調布クオレ保育園と称する。

(所在地)

第4条 本園を東京都調布市国領町4丁目13番42号に置く。

第2章 職員及び職務

(職員の職種及び員数)

第5条 園に次の職員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 園長 | 1名 |
| (2) 副園長 | 1名 |
| (3) 主任保育士 | 1名 |
| (4) 保育士 | 9名 |
| (5) 看護師 | 1名 |

- (6) 栄養士 1名
- (7) 嘱託医 1名
- (8) 調理員 1名
- (9) その他職員 12名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

(職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第43条に該当するものうちから理事長が任命する。ただし、保育士については、法第18条の4に規定する保育士であることを要する。

(職務)

第7条 園長は、園の業務を統括し、施設全体の業務管理に従事する。

- 2 副園長は園の事務一般、主任と連携し保育業務の管理を行う。
- 3 主任保育士は、副園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 4 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 5 看護師は、児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。
- 6 栄養士は給食業務の総括を行う。
- 7 嘱託医及び歯科嘱託医は、児童の健康管理業務を行う。
- 8 調理員は給食業務に従事する。
- 9 事務員は、園内諸業務に従事する。

※栄養士・調理師は給食業務委託先より派遣により常駐となる。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規程及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第3章 文 書

(文書の取扱)

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第10条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(記録の整備)

第 11 条 本園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、保存期間は別に定める。

2 保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての保育課程、指導計画
- (2) 保育の提供の記録
- (3) 不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第 4 章 定 員

(定員)

第 12 条 本園の定員は 70 名とし、その内訳はおおむね次のとおりとする。

| 認定区分 | 年齢区分 | 定 員 |
|------|--------|------|
| 2 号 | 4 歳以上児 | 30 名 |
| | 3 歳 児 | 13 名 |
| 3 号 | 1・2 歳児 | 21 名 |
| | 0 歳 児 | 6 名 |

※ 4 歳児 15 名、5 歳児 15 名 計 30 名

(特別利用保育等)

第 13 条 前条にかかわらず、待機児童解消の為及び育児休業終了後の就業等の入所等の場合、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて保育を実施することができるものとする。

2 連続する過去の 2 年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120%以上のときには、定員の見直しを行うものとする。

第 5 章 入 園 及 び 退 園

(事前説明)

第 14 条 「調布市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則」による入園を希望する保護者に対して、運営規程の概要、苦情処理体制、事故発生時の対応内容等の事前説明を行うものとする。

(入園)

第 15 条 「調布市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則」による保育を必要とする乳児、幼児その他の児童のうち、本園に入園を希望する場合は、居住する区市町村（以下「区市町村」という。）指定の施設型給付費・地域型給付費等支給認定申請書に必要事項を記載し、区市町村長に申し込むものとする。

- 2 本園に入園を希望する者が多数となり、定員を超える場合は、調布市が入園希望者全員にわたり「調布市保育所等の利用に関する事務取扱規程」に沿って利用調整を行い、入園する者を決定するものとする。
- 3 定員に余裕のある場合には、私的契約児を入園させることができる。

(退園)

第 16 条 現に在園中の入所児が「調布市子どものための教育・保育給付の支給認定に関する規則に該当するときは、保育の提供若しくは児童福祉法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置を解除し、保護者より退園届を提出させ退園させるものとする。

第 6 章 保 育 の 内 容

(平等の原則)

第 17 条 本園は、入所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によって差別的な取扱いをしない。

(保育の提供)

第 18 条 入所児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

- 2 保育所保育指針の 8 つの発達段階をふまえ、保育課程に基づき年齢別のクラスで園生活を送ることを基本とし、また、入所児一人ひとりの成長段階を踏まえた上で実際には養護と教育が一体となった保育を展開していくものとする。

(保育の提供時間)

第 19 条 本園の開所時間は午前 7 時 00 分から午後 6 時 00 分までの 11 時間とする。ただし、保育短時間入所児については、以下の表のとおりとする。

| 認定区分 | 年齢区分 | 保育必要量 | |
|------|--------|--------------------------------|--------------------------------|
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 2 号 | 4 歳以上児 | 午前 7 時 00 分から 午後 6 時 00 分まで | 午前 8 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで |
| | 3 歳児 | | |
| 3 号 | 1・2 歳児 | | |
| | 0 歳児 | | |

(日課及び年間行事)

第 20 条 日課及び年間行事については別に定める。

(休日)

第 21 条 本園の休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 12月29日より1月3日まで

(欠席)

第22条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園長に届け出るものとする。

(休園)

第23条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病の発生により、他の入所児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じることができる。

(延長保育)

第24条 延長保育事業として、保育短時間認定子どもにあっては午後4時30分から午後8時00分までの3.5時間、保育標準時間認定子どもにあっては午後6時00分から午後8時00分までの2時間の延長保育を実施する。

2 延長保育の選考、徴収方法等は別に定める本園延長保育実施要綱に基づいて決定する。

(障害児保育)

第25条 心身に障害のある保育認定子どもで、本園で保育が可能な保育認定子どもの保育を行う。

2 心理相談員等の専門職による発達障害児の早期発見と早期支援を行う保育所等訪問支援を受け、保護者及び担当職員へ助言を行い、適切な支援につなげる。

3 園に在籍する障がいのある保育認定子ども及び特別な配慮が必要な保育認定子どもに対して、個々の発達の特性に配慮する点など、保育認定子どもの支援に必要な助言を行うとともに、「個別の支援計画」の策定に関する支援を行う。

(登降園)

第26条 登降園については原則として保護者が付き添うものとする。

第7章 費用

(費用)

第27条 保育料は区市町村の定めた額とする。

幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料は無償ですが、給食費は無償化の対象外となることから、副食費の提供に要する費用について、教育・保育給付認定を受けている利用者から直接一人当たり4,500円の支払を受けるとする。ただし、減免処置として、世帯年収360万円程度未満の世帯と第3子以降は、給食費の徴収を行わないものとする。

副食費の徴収は該当月の1日に在籍している場合は、同月の休園日数や食物アレルギーに伴う除去対応等に関わらず全額を徴収するものとする。ただし、その月の給食、おやつを一切提供せずにご家庭から弁当を持参する場合は、食材費がかからないことから、保護者からの徴収は行わない。0歳児から2歳児の給食費は市が徴収するものとする。利用者からの徴収方法はゆうちょ銀行の口座から口座引き落としを行うものとする。

2 延長保育児の延長保育料は、保育短時間認定子どもにあつては30分300円、保育標準時間認定子どもにあつては1時間700円とする。但し、区市町村の規定により免除されるものを除く。

第8章 保育に係る留意事項

(虐待等の禁止)

第28条 園長は、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2)入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
- (3)その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、児童福祉法第33条の10及び東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条及び同第11条の規定により、次のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1)殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為。
- (2)合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3)廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4)強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5)食事を与えない又は無理に食べさせること。
- (6)入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7)乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8)本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9)性的な嫌がらせをすること。
- (10)当該入所児を無視すること。

(児童虐待防止法遵守)

第29条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

(食事)

第30条 本園において入所児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所児の健全な発育に必要な栄養量を含む献立によるものとする。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

3 本園は、入所児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

(感染症対策)

第 31 条 本園において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、職員に周知徹底を行う。
- (2) その他関係通知の遵守、徹底

(健康管理)

第 32 条 園長、看護師は常に入所児の健康に留意し、0 歳児は月 1 回、その他入所児は年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員の検便は毎月これを実施するものとする。

(衛生管理)

第 33 条 本園は、環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及を行い、年 1 回の大掃除を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第 34 条 保育の提供を行っているときに入所児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該入所児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 35 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行う。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 4 入所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応するものとする。

(相談及び援助)

第 36 条 本園は、常に入所児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所児又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 37 条 入所児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(業務の質の評価)

第 38 条 児童福祉法第 39 条及び子育て法第 33 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 第三者評価事業を 3 年に 1 回受審するものとし、この結果を公表し、常にその改善を図るよう努める。

(秘密の保持)

第 39 条 本園は、業務上知り得た入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、本園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た入所児又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(財務諸表の公表)

第 40 条 本園に係る財務諸表等の公表については、関係法令及び本会情報公開規程によるものとする。

(苦情対応)

第 41 条 入所児又は入所児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について苦情申出者に報告する。

3 苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行う。

第 9 章 非 常 災 害 対 策

(非常災害対策)

第 42 条 園長又は防火管理者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害の種類及び規模に応じた具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努める。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、毎月 1 回は、これを行うものとする。

第 10 章 地 域 活 動 事 業 等

(地域子育て支援拠点事業)

第 43 条 本園は、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、誕生会、夕涼み会等の園行事に地域の子育て家庭をお誘いし行事と一緒に楽しむ。また、園給食の試食会を実施する。

(地域連携)

第 44 条 本園は、区市町村の利用調整に基づき地域型保育事業を行う事業者から、「保育内容に関する支援」、「卒園後の受け皿」の観点から、連携先施設の設定として、給食の搬入及び合同での嘱託医の健診実施、連携先施設に優先的な利用枠を設ける等の依頼があった場合は当該依頼の実現に尽力するものとする。

(掲示)

第 45 条 本園は、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入り口付近に掲示する。

第 1 1 章 雑 則

(改正)

第 46 条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人調布福寿会理事会の議決を経るものとする。

- 付則
1. この規程は平成 28 年 3 月 28 日から施行する。
 2. この規程第 27 条の一部を改訂し、令和元年 10 月 1 日から実施する。